

令和6年度 愛知県

三河港

輸出入コンテナ助成金制度

《対象：貨物利用運送事業者様》

こちらからも
詳細をご覧いただけます



助成金制度の3つのポイント

同一コンテナ貨物について

実荷主様との
重複申請OK

(20・40ftとも)
1本あたり
5,000円を
助成

年間最大
150本まで
助成

対象期間 (ただし、予算の限りあり)

新規荷主：令和6年3月1日～令和7年2月28日

継続荷主：令和6年1月1日～12月31日

助成金制度の概要については裏面をご覧ください

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和6年度三河港 輸出入コンテナ助成金制度概要

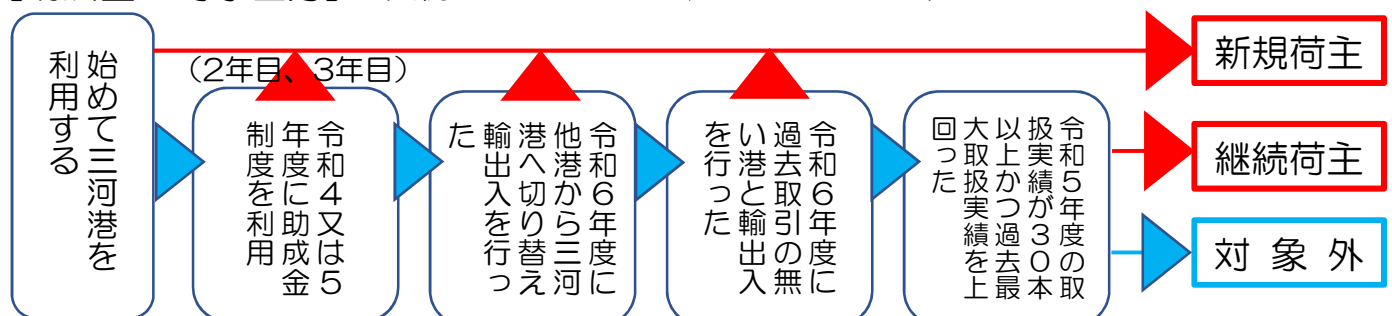
【用語の定義】

荷主	船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者
貨物利用 運送事業者	荷主とトラック等実際の運送を行う運送事業者との間に立って、貨物の取扱運送、利用運送及びこれらに付帯する業務を行うことを業とする事業者
県外貨物	輸出入貨物において愛知県外にてバンニング又はデバンニングした貨物
農林産物 (輸出のみ)	財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類、第8類及び第9部第44類に分類されるもの。

【助成制度の内容（その他については「令和6年度三河港輸出入コンテナ助成金制度実施要綱」によります）】

制度対象	荷主	貨物利用運送事業者
区分	①新規荷主向け ②継続利用荷主向け	取扱貨物量に応じ審査により決定
対象	①新たに三河港を利用する荷主に対し交付開始年度を含めた3年度間の輸出入貨物（他港切り替えは新規貨物分のみ対象） ②三河港定期航路を利用し令和5年の輸出入取扱量が30本以上かつ、令和6年の輸出入取扱量が、三河港振興会に申請された令和5年以前の年間（1月～12月）輸出入実績のうち、最も多いコンテナ本数を上回った場合に、その上回った貨物のみ ※①②の重複申請は不可	<ul style="list-style-type: none"> ・実荷主が申請した同一コンテナに対し重複申請が可能 ・貨物利用運送事業者による単独での申請も可能 ※荷主として交付申請した貨物利用運送事業者は重複申請不可
助成額	10,000円/本（20・40ftとも1本とする） ※県外貨物又は農林産物（輸出のみ）の場合 15,000円/本	5,000円/本
上限	150本（225万円まで）	150本（75万円まで）
対象期間	①令和6年3月1日～令和7年2月28日 ②令和6年1月1日～12月31日	
申請期間	①第1期：令和6年6月3日～8月30日 第2期：令和6年9月2日～11月29日 第3期：令和6年12月2日～令和7年1月31日 第4期：令和7年2月3日～3月14日 ※①の申請者は、各期間内に1回ずつ申請が可能（輸出入を行った時期は問わない） 申請者が貨物利用運送事業者である場合は、荷主ごとに1回ずつ申請が可能 ②令和6年6月3日～令和7年1月31日 ※①②ともに予算に限りがあるため、申請期間終了を待たずに受付終了する場合あり	
申請方法	指定様式に必要な事項を記入のうえ、関係書類を添付（押印不要、Eメールでの提出可）	
交付時期	助成金の交付決定後、請求書が提出された月の翌月末までに交付	

【助成金の対象区分】（凡例：YES → / NO →）



【三河港に関する情報】

三河港振興会

検索

URL : <https://www.port-mikawa.jp/>